## 平成 27 年度 厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」

## 化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内

一ラベル、SDS、化学物質のリスクアセスメント等に関するご相談をお受けします―

労働安全衛生法 が改正されました (平成28年6月1日施行) 労働安全衛生法の改正に伴い、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者に、**化学物質のリスクアセスメント**を行うことが義務化され、また、**ラベル表示の義務の対象**が、安全データシート(SDS)の交付義務対象物質640物質まで、拡大されます。

平成27年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業」では、ラベルやSDS記載内容の理解にお困りの方のご質問、ご相談の窓口を開設しています。お気軽にご相談下さい。

ご相談受付時間平日 10:00 ~ 17:00 (12:00 ~ 13:00 を除く)



❖ お電話でのご相談 (無料) はこちらまで

050 - 5577 - 4862

 $03 - 6231 - 0133 \times 03 - 6231 - 0851$ 

❖ メールでのご相談 (無料) はこちらまで chemical@technohill.co.jp





- ラベルやSDSが必要になるのは どのような化学物質や化学品ですか…?
- ラベルやSDSの内容が分からない のですが…?
- 化学物質のリスクアセスメントは どのように行えばよいのですか…?
- 担当者が、化学の専門に詳しくないので 困っています...



(製品の特定名) △△△製品	0000	
(絵表示)	(注意喚起語)	危険
(危険有害性情報) ・引火性液体及び蒸気・吸入すると有毒		
(注意書き)		
<ul><li>・火気厳禁 ・防爆構</li></ul>	造の器具を用いる	5

## 平成 27 年度厚生労働省「ラベル・SDS 活用促進事業」 【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

東京都中央区日本橋蛎殻町 2-5-3 サンホリベビル 4F

TEL: 050-5577-4862/03-6231-0133/03-6231-0851

FAX: 03-5642-6145

E-mail: chemical@technohill.co.jp URL: http://www.technohill.co.jp/